

第4号様式(第1条関係)

行政文書非公開決定通知書

上教総第689号
令和6年10月1日

様

上尾市教育委員会



令和6年9月17日付けで請求のあった行政文書の公開については、上尾市情報公開条例第11条第3項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので、通知します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	市議会9月定例会議案第72号では、「後任として」氏を任命する」とされています。そこで、教育委員候補の氏について、地教行法第4条第2項で謳う「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの」であることが市民にも判別できる文書・資料等。 (受付番号第6-0364号)
公開できない理由	上記に該当する行政文書は存在していない。よって、非公開とする。
行政文書を公開できる時期	
担当課	教育総務部 教育総務課 電話番号 048-775-9469 (直通)
備考	

(裏面に教示を記載)